

## 審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市開発審査会
根拠法令等	都市計画法第78条、川崎市開発審査会条例
設置年月日	昭和47年4月1日
所掌事務	都市計画法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決 その他法によりその権限に属させられた事務を行なう。
委員数	7名
委員の構成	法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者。
会議公開・非公開	公開（審査請求事項については、口頭審理を除き非公開）
非公開の理由	不服申立て等に係る会議のため、審議会等の会議の公開に関する条例第4条に該当。
事務局担当課	まちづくり局 総務部 まちづくり調整課 電 話 044-200-2708 ファックス 044-200-0984
ホームページアドレス	<a href="http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000031747.html">http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000031747.html</a>

